

IV 資料

1. 教員の学外活動

宮崎県立看護大学では、地域貢献の一環として、教員が研修会講師等の依頼に対応したり、各種委員会の委員、役員として活動しています。平成23年度の実績を以下に示します。

平成23年度委員会等の学外活動

<研修会等講師>

対象	時間	延べ 教員数	主な内容
看護職	459	56	宮崎県看護協会保健師助産師看護師等実習指導者講習会 宮崎県看護協会看護師スキルアップ研修「小児救急」 認定看護管理者制度ファーストレベル教育研修 「看護チームのマネージメント」 日本精神科看護技術協会宮崎支部「精神科における看護記録」 県看護職員2年目研修「看護過程」 看護力再開発講習会「技術演習」 日本精神科看護技術協会支部研修会「看護研究」 宮崎県新任保健師研修会「貴方の担当地域をどう捉える？」 都城市地域包括支援センター保健師研修会 「フォーカスグループインタビュー」 等
一般住民	91.5	25	放送大学公開講座「さなぎから蝶へー思春期を考える」 宮崎市赤江地区の健康運動講座 宮崎市いきがい運動指導員研修会「介護予防の運動」 NPO家庭・青少年教育ネットワーク 「家庭教育アドバイザー養成講座」 初級障害者スポーツ指導員研修会 「障害者子ポートの意義と効果」 等
小中高校生 親・教員	50.1	29	宮崎県立宮崎西高等学校模擬授業「看護ってなーに？」 都城市立沖水中学校性教育講話「思春期の心とからだ」 宮崎市木花中学校禁煙教育「たばこが身体に及ぼす害について」 等
養護教諭 保健主事	13.2	7	日南市学校保健会養護教諭部会講演「性教育のあり方」 宮崎市保健主事研修会 「思春期の危機（クライシス）をチャンスに！」 等
看護学生 看護教員	56.7	6	都城洋香看護専門学校 独立行政法人国立病院機構都城病院附属看護学校 等
その他	86.5	10	JICA地域別研修「子ども虐待と看護の役割」 子育て支援者研修会 等
計	757	133	

<研修会等講師以外の学外活動>

対象	時間	延べ 教員数	主な内容
看護職	185.3	23	県内医療機関看護部院内事例検討会の支援 研修会グループワーク支援 等
一般住民	280	22	口蹄疫被災者への家庭訪問 おもちゃ広場の開催 がん患者当事者グループへの支援 等
小中高校生 親・教員	248.8	50	進路相談会・進学説明会 学校保健委員会 思春期異動相談 月経ヘルスケアプログラム「生理のみかた・輝く女性へ」 等
養護教諭 保健主事	4.5	2	養護教諭・保健主事研修会「最新の消毒法の講習、心肺蘇生法の 基本」の技術演習支援 等
計	718.6	97	

<各種委員・役員>

	回数	教員数	主な内容
県内 委員役員	292	63	宮崎県福祉審査会専門部会委員 高等教育コンソーシアム宮崎運営委員 宮崎県健康づくり推進協議会委員 宮崎市高齢者福祉計画等推進協議会委員 宮崎市国保運営協議会委員 社団法人 宮崎犯罪被害者支援センター理事 みやざき高齢社会研究会理事 宮崎県障害者介護給付費等不服審査委員会 健康みやざき市民プラン評価委員会 宮崎地域インターネット協議会委員 等
県外 委員役員	72	25	古事記学会理事 日本助産学会 評議員 九州小児看護教育研究会幹事 看護科学研究会学会理事 日本感染看護学会 評議員 大学英語教育学会（J A C E T）九州・沖縄支部事務局長 日本陸上競技連盟・普及育成委員 （社）大学英語教育学会九州沖縄支部研究企画委員 ナイチンゲール研究学会理事 等
計	364	88	

2. 宮崎県立看護大学 看護研究・研修センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県立看護大学学則第3条の2第2項の規定に基づき、宮崎県立看護大学看護研究・研修センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、全学の協力のもとに、看護生涯学習に関して調査、研究及び教育を行うとともに、地域との交流の促進を図り地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域における看護生涯学習活動の推進に関すること。
- (2) 広報・学外協力に関すること。
- (3) 高等教育コンソーシアム宮崎に関すること。
- (4) その他センターに関する重要事項に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任教員
- (4) 兼任教員
- (5) その他センター長が必要と認める者

(センター長)

第5条 センター長は、センターを統括する。

- 2 センター長は、本学専任の教授の中から学長が教授会の意見を聞き選考する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする

(副センター長)

第6条 副センター長はセンター長を補佐する。

- 2 副センター長は、教員の中からセンター長の推薦により学長が委嘱する。
- 3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 兼任教員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする

(専任教員)

第7条 専任教員の選考については、別に定める。

(兼任教員)

第8条 兼任教員は、センター長の推薦により学長が委嘱する。

- 2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 兼任教員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 センターに事務局を置き、大学事務局職員を充てる。

(センター運営委員会)

第10条 センターの運営に係る事項を審議するためにセンター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

3. 宮崎県立看護大学 看護研究・研修センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 宮崎県立看護大学(以下「本学」という。)に、宮崎県立看護大学教授会規程第8条及び宮崎県立看護大学看護研究・研修センター規程第10条第2項の規定に基づき、宮崎県立看護大学看護研究・研修センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、宮崎県立看護大学看護研究・研修センター(以下「センター」という。)の運営に関する次の事項を審議し、実施する。

- (1) 地域における看護生涯学習活動の推進に関すること。
- (2) 広報・学外協力に関すること。
- (3) 高等教育コンソーシアム宮崎に関すること。
- (4) その他センターに関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 本学の専任教員の中から学長が指名する者 若干名
- (3) 事務局長

2 前項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第2号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長はセンター長をもって充て、副委員長は副センター長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を行う。

5 委員長及び副委員長共に事故があるときは、委員長が指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員長の所掌事務を実施するために所掌事務ごとに専門部会を置く。

2 委員長が教職員の中から指名する者をもって組織する。

3 委員長は、専門部会で実施した結果を委員会に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

宮崎県立看護大学看護研究・研修センター年報（第1号）

発行日 平成24（2012）年7月

編集 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター年報編集委員会

発行 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター

〒880-0929

宮崎市まなび野3丁目5番地1

印刷 株式会社 印刷センター クロダ